

4 野生鳥獣害対策の広域的取組について

全国的に野生鳥獣による農林水産業等被害が増加しており、農林水産業従事者の経営意欲の低下や耕作放棄地の増加等をもたらしている。特に近年、シカ、イノシシなど野生鳥獣の生息域が都県境を越えて拡大していることから、深刻化する野生鳥獣による被害に対し、広域的なモニタリングにより生息状況を把握し、生態系の維持を含め、適切で有効な対策を実施する必要性が高まっている。

このことから、広範囲における一斉捕獲等の効果的な対策を円滑に行うためには、国の積極的な取組が不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国においては、都県の連携が円滑に進むよう、広域的な連携体制の構築に向けた支援を行うとともに、国立公園等においても積極的な対策を講じること。
- 2 狩猟免許に関する手続きの簡素化等により捕獲の担い手確保を推進するとともに、広範囲に及ぶ被害対策について、野生鳥獣管理の観点からの的確な指導を行うことができる人材の育成に対する財政支援を行うなど、野生鳥獣害に関する総合的な対策を講じること。

なお、その際には、地域の実情にあった弾力的な運用を行うこと。